

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年9月23日 07時40分ごろ
発生場所	はりまなだ播磨灘の播磨灘北航路第8号灯浮標付近 広畑東防波堤灯台から真方位171°3.0海里付近 （概位 北緯34°42.9′ 東経134°38.1′）
インシデントの概要	遊漁船ブルーメテオは、航行中、船外機が停止して運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 ブルーメテオ、5トン未満（長さ5.62m） 290-53774兵庫、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力51.50kW、回転数毎分5,500、使用燃料ガソリン、4気筒、ボア75.0mm、平成31年1月機関製造、平成12年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、釣り場に向けて航行中、船外機が停止した。 船長は、船外機を始動しようとしたが、セルモーターは回るものの始動しなかったので運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により兵庫県姫路市網干区 ^{あぼし} 所在のマリーナへえい航された。 整備業者は、本インシデント後に本船の船外機を点検した結果、平成31年2月ごろに新替えされてからの使用時間が約4,500時間に達していて、燃料高圧ポンプ内モーターのカーボンブラシが長時間の使用により摩耗して通電しなくなり、燃料高圧ポンプが作動せず燃料が供給されなくなっていることを確認した。 整備業者は、令和5年6月ごろ船長から船外機の定期点検を依頼された際、燃料系統に異常は見当たらなかったため、燃料高圧ポンプの内部は点検しなかった。
分析	本船は、船外機の使用時間が約4,500時間に達していた状況下、航行中、燃料高圧ポンプ内モーターのカーボンブラシが長時間の

	<p>使用により摩耗して通電しなくなったことから、燃料高圧ポンプが作動しなくなって燃料が供給されなくなり、船外機が停止して運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、船外機の使用時間が約4,500時間に達していた状況下、航行中、船外機の燃料高圧ポンプ内モーターのカーボnbrashが長時間の使用により摩耗して通電しなくなったため、燃料高圧ポンプが作動しなくなって燃料が供給されなくなり、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、長時間使用した船外機の定期点検の際、燃料高圧ポンプ内部の点検も整備業者に依頼し、部品の摩耗等が認められる場合には、修理又は交換すること。